



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局総務課	1
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(2026年度灘区地域活動人材育成事業運営業務)	灘区総務部地域協働課	3
告示	クラウドファンディング(SL移設)業務に関する指定納付受託者の指定	建設局王子動物園	4
告示	クラウドファンディング(SL移設)業務にかかる指定公金事務取扱者の指定	建設局王子動物園	5
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(サンランド自治会ほか)	地域協働局地域活性課	7
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局総務課	9
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導課	10
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	17
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	18
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導課	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導課	21
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導課	22
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	26
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導課	27
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導課	28
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	29
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更	経済観光局農政計画課	30
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	31
公告	開発行為に関する工事の完了(兵庫区七宮町1丁目)	都市局都市計画課	32
教育委員会	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局教育総務課	33
教育委員会	職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局教育総務課	36
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	39

神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則（平成31年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休場日等)</p> <p>第2条 神戸市立洞川教育キャンプ場 (以下「キャンプ場」という。)の休 場日等(休場日及び条例第5条第3 項第1号に規定する受付休止日をい う。以下同じ。)は、次のとおりとす る。</p> <p><u>(1) 学校関係団体又は青少年団体の 利用のない平日(月曜日から金曜 日までの日であって、国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第178</u></p>	<p>(休場日等)</p> <p>第2条 神戸市立洞川教育キャンプ場 (以下「キャンプ場」という。)の休 場日等(休場日及び条例第5条第3 項第1号に規定する受付休止日をい う。以下同じ。)は、次のとおりとす る。</p> <p><u>(1) 12月から翌年の2月までの間の 月曜日</u></p>

<p><u>号)に規定する休日又は学校休業期間(神戸市教育委員会が定める春季、夏季及び冬季の休業期間をいう。)に該当しないものをいう。)</u></p>	
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

神戸市告示第 139 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者が決定したので、同法第243条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務の名称

2026年度 灘区地域活動人材育成事業運営業務

2 指定公金事務取扱者

神戸市東灘区住吉東町5丁目2番2号ビュータワー住吉館104

特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸

代表理事 星野 裕志

3 指定公金事務取扱者に委託した収納の事務に係る歳入

灘区地域活動人材育成事業講座受講料

4 指定年月日

令和8年5月26日

5 委託期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

神戸市告示第 140 号

SL 移設のクラウドファンディング実施にかかる寄附金の納付業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により併せて告示する

令和 8 年 6 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都千代田区一番町 8 住友不動産一番町ビル 7 階  
READYFOR 株式会社  
代表取締役 CEO 米良 はるか
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入  
SL 移設のクラウドファンディング実施にかかる寄附金
- 3 指定納付受託者との委託期間  
令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定日  
令和 8 年 5 月 28 日

神戸市告示第 141 号

SL 移設のクラウドファンディング実施にかかる寄附金の収納事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により併せて告示する

令和 8 年 6 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者  
東京都千代田区一番町 8 住友不動産一番町ビル 7 階  
READYFOR 株式会社  
代表取締役 CEO 米良 はるか
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務にかかる歳入  
SL 移設のクラウドファンディング実施にかかる寄附金
- 3 指定公金事務取扱者との委託期間  
令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定日  
令和 8 年 5 月 28 日

神戸市告示第152号

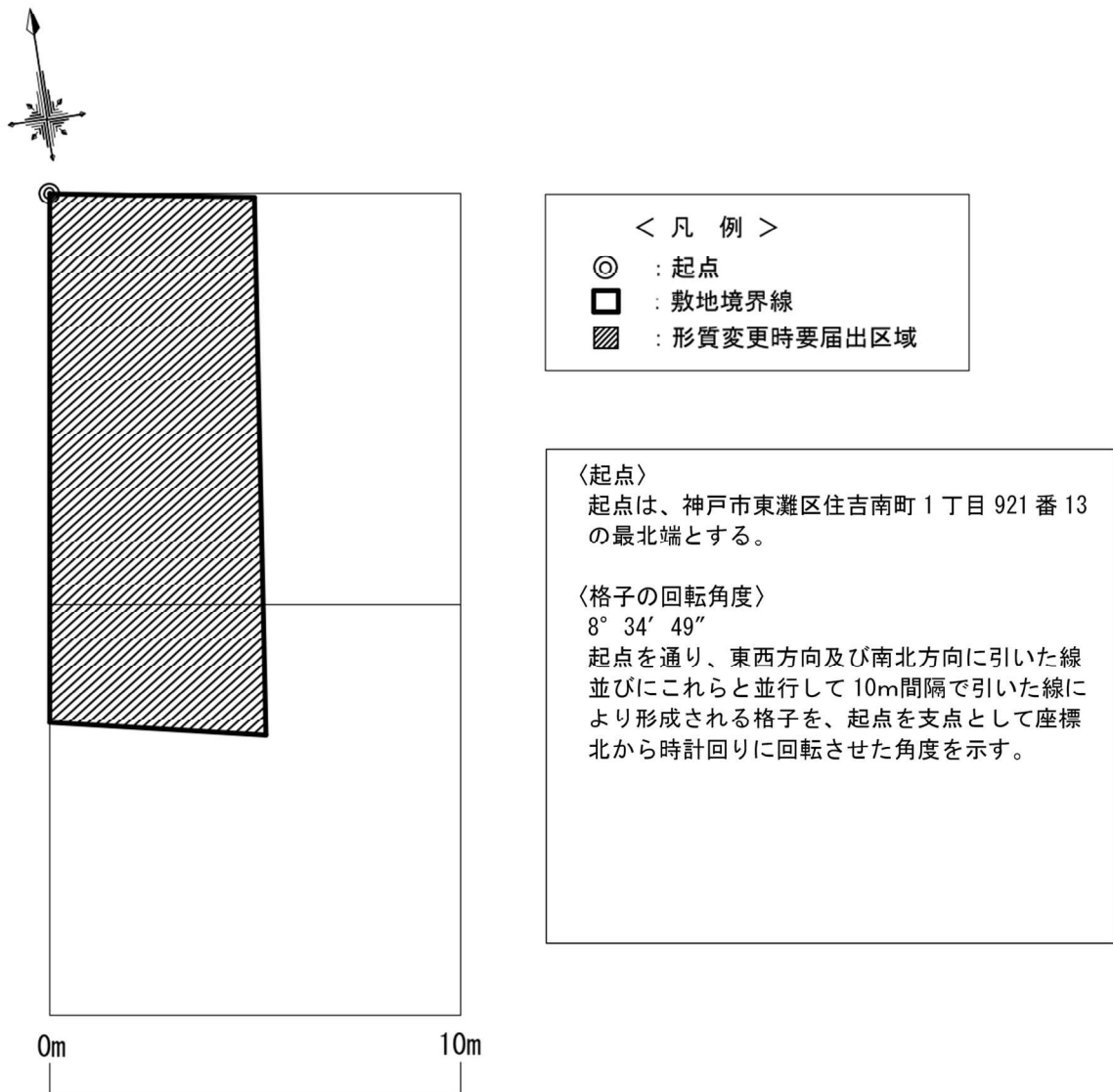
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
東灘区住吉南町1丁目921番13  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン  
トリクロロエチレン

別図



神戸市告示第153号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、サンランド自治会、学が丘4丁目自治会、篠原台南自治会、神戸北町大原3丁目自治会、滝谷台自治会、唐櫃台一丁目自治会、脇自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	サンランド自治会	学が丘4丁目自治会	篠原台南自治会
主たる事務所	神戸市西区北山台3丁目3番10号	神戸市垂水区学が丘4丁目7番27-2号	神戸市灘区篠原台18番25号
代表者の氏名	古賀 俊郎	中川 久仁子	西村 晃弘
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目7番6号	神戸市垂水区学が丘4丁目7番27-2号	神戸市灘区篠原台6番51号

名称	神戸北町大原3丁目自治会	滝谷台自治会	唐櫃台一丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区大原3丁目20番1号	神戸市長田区滝谷町3丁目9番22号	神戸市北区唐櫃台1丁目14番19号
代表者の氏名	土井 晴記	津田 光嗣	艸島 功詞
代表者の住所	神戸市北区大原3丁目1番8号	神戸市長田区滝谷町2丁目3番8号	神戸市北区唐櫃台1丁目14番19号

名称	脇自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町上脇351番地の5
代表者の氏名	谷井 貴夫
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町上脇338番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) サンランド自治会

令和8年4月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西 富久	古賀 俊郎
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目3番8号	神戸市西区北山台3丁目7番6号

(2) 学が丘4丁目自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	玉置 恵資	中川 久仁子
代表者の住所	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号	神戸市垂水区学が丘4丁目7番27-2号
事務所の住所	神戸市垂水区学が丘4丁目16番12号	神戸市垂水区学が丘4丁目7番27-2号

(3) 篠原台南自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 元二	西村 晃弘
代表者の住所	神戸市灘区篠原台16番16号	神戸市灘区篠原台6番51号

(4) 神戸北町大原3丁目自治会

令和8年4月11日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	細川 みどり	土井 晴記
代表者の住所	神戸市北区大原3丁目15番8号	神戸市北区大原3丁目1番8号

(5) 滝谷台自治会

令和8年4月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	野間 英利	津田 光嗣
代表者の住所	神戸市長田区滝谷町3丁目6番14号	神戸市長田区滝谷町2丁目3番8号

(6) 唐櫃台一丁目自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉田 大輝	艸島 功詞
代表者の住所	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号	神戸市北区唐櫃台1丁目14番19号
事務所の住所	神戸市北区唐櫃台1丁目22番12号	神戸市北区唐櫃台1丁目14番19号

(7) 脇自治会

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 和宏	谷井 貴夫
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1	神戸市西区伊川谷町上脇338番地

神戸市告示第154号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
保護追加給付決定通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
保護追加給付 不支給決定通知書	行政機関の長の印	62	隸書	方15
支援給付追加給付決定通知書	市長の印	2	隸書	方15
支援給付追加給付 不支給決定通知書	市長の印	2	隸書	方15

神戸市告示第155号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2810502282	ケアリッツ 上沢	兵庫県神戸市兵庫区上沢通五丁目1番17号 ラ・ルミエール藤井 202	株式会社ケ アリッツ・ アンド・パ ートナーズ	東京都新宿区新宿四丁目1番6号	令和8年4月1日	居宅介護
2810701769	JOJO	兵庫県神戸市須磨区車字古川 1325-1、フ ルール妙法 寺 101	株式会社 JOJO	兵庫県神戸市須磨区横尾五丁目1番地の1、 73号棟 101号	令和8年4月1日	居宅介護
2810701785	ヘルパース テーション チェリーベ ル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目 22-32	合同会社チ ェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目 22-32	令和8年4月1日	居宅介護
2810802237	おうち日和	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目 6-14 グラ ンデール本 多聞 402 号	株式会社縁 counter	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目 6-14-402	令和8年4月1日	居宅介護
2810802245	こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子 8-1-1	特定非営利 活動法人K OGUMA	兵庫県神戸市垂水区西舞子 8 丁目 1 番 1 号	令和8年4月1日	居宅介護

2815102781	あかねケア	兵庫県神戸市中央区割塚通3丁目2番18号	株式会社Response Create	兵庫県神戸市長田区苅藻通3丁目7番7号	令和8年4月1日	居宅介護
2810701785	ヘルパーステーションチェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目22-32	合同会社チェリーベル	兵庫県神戸市須磨区白川台5丁目22-32	令和8年4月1日	重度訪問介護
2810802237	おうち日和	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14 グラウンデール本多聞402号	株式会社縁counter	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14-402	令和8年4月1日	重度訪問介護
2810802245	こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-1-1	特定非営利活動法人KOGUMA	兵庫県神戸市垂水区西舞子8丁目1番1号	令和8年4月1日	重度訪問介護
2815102781	あかねケア	兵庫県神戸市中央区割塚通3丁目2番18号	株式会社Response Create	兵庫県神戸市長田区苅藻通3丁目7番7号	令和8年4月1日	重度訪問介護
2810802245	こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-1-1	特定非営利活動法人KOGUMA	兵庫県神戸市垂水区西舞子8丁目1番1号	令和8年4月1日	行動援護
2810201042	居宅介護はち	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	合同会社はち	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-21 ミレフィールド六甲道3階西	令和8年4月1日	同行援護
2810602074	ニッシンケアサービスみくら	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205-1 Soleadoみくら	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9番5号	令和8年4月1日	同行援護

令和8年6月9日 神戸市公報第3966号

2810802245	こぐまの丘	兵庫県神戸市垂水区西舞子8-1-1	特定非営利活動法人KOGUMA	兵庫県神戸市垂水区西舞子8丁目1番1号	令和8年4月1日	同行援護
2810502290	グループホームオリンピア兵庫+	兵庫県神戸市兵庫区小松通五丁目1番14号	社会福祉法人光朔会	兵庫県神戸市中央区生田町一丁目2番32号	令和8年4月1日	短期入所
2820500110	グループホームオリンピア兵庫+	兵庫県神戸市兵庫区小松通五丁目1番14号	社会福祉法人光朔会	兵庫県神戸市中央区生田町一丁目2番32号	令和8年4月1日	共同生活援助
2820700207	ホーム友が丘	兵庫県神戸市須磨区友が丘5丁目5番地の160	社会福祉法人きらくえん	兵庫県尼崎市長洲西通二丁目8番3号	令和8年4月1日	共同生活援助
2815102799	CocorportCollege 神戸三宮駅前キャンパス	兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目2番5号 I・N東洋ビル4階 406号室 407号室	株式会社コルポート	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号	令和8年4月1日	自立訓練 (生活訓練)
2810201265	COCO波音	兵庫県神戸市灘区六甲町4丁目2-21	株式会社EMTOWN	兵庫県神戸市灘区六甲町4丁目2-21	令和8年4月1日	就労継続支援(B型)
2810701793	友が丘作業所	兵庫県神戸市須磨区友が丘5-5	社会福祉法人きらくえん	兵庫県尼崎市長洲西通二丁目8番3号	令和8年4月1日	就労継続支援(B型)
2810802252	こっとなの丘	兵庫県神戸市垂水区舞子坂3丁目15-1サニーサイドアップ1F	特定非営利活動法人KOGUMA	兵庫県神戸市垂水区西舞子八丁目1番1号	令和8年4月1日	就労継続支援(B型)

2815102807	アーク	兵庫県神戸市中央区日暮通4-1-28-101号	株式会社Angel's ark with Mary sweet heart	兵庫県神戸市中央区日暮通三丁目2番5号日暮パークハイツ101	令和8年4月1日	就労継続支援（B型）
2815102815	ココエ	兵庫県神戸市中央区中町通二丁目2番17号武田ビル1階	株式会社アージュ・ブラン	兵庫県神戸市兵庫区佐比江町12番地の2	令和8年4月1日	就労継続支援（B型）
2815202656	就労継続支援B型作業所ブレインファーマーズ神戸	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋619番2	株式会社Brain Farmers	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町四丁目10-2吉光ビル2階	令和8年4月1日	就労継続支援（B型）
2810502308	神戸市立ワークセンターひょうご	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5丁目1番1号	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	兵庫県神戸市須磨区友が丘一丁目1番地	令和8年4月1日	就労選択支援
2815202664	総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設	兵庫県神戸市西区曙町1070	兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	令和8年4月1日	就労選択支援
2810802286	グレープズケア	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘3丁目8-56-201	株式会社グレープズ	兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘三丁目8番56サンシャト一千鳥が丘201号	令和8年5月1日	居宅介護
2815102823	プラウド	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1-1120号	株式会社soleil	兵庫県神戸市中央区浜辺通六丁目1番1号	令和8年5月1日	居宅介護

2810802286	グレープズ ケア	兵庫県神戸 市垂水区千 鳥が丘3丁 目8-56 -201	株式会社グ レープズ	兵庫県神戸 市垂水区千 鳥が丘三丁 目8番56 サンシャト ー千鳥が丘 201号	令和8年5 月1日	重度訪問介 護
2815102823	プラウド	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1 -1120号	株式会社s oleil	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1号	令和8年5 月1日	重度訪問介 護
2815002031	わかばホー ム3号館	兵庫県神戸 市北区若葉 台一丁目1 番6号	社会福祉法 人恵泉寮	兵庫県神戸 市北区若葉 台一丁目1 番6号	令和8年5 月1日	短期入所
2825000447	グループホ ームからと	兵庫県神戸 市北区唐櫃 台二丁目 37番15号	株式会社あ んど・ゆー	兵庫県神戸 市北区谷上 西町27番 2号谷上ハ イツ305号 室	令和8年5 月1日	共同生活援 助
2825000454	わかばホー ム3号館	兵庫県神戸 市北区若葉 台一丁目1 番6号	社会福祉法 人恵泉寮	兵庫県神戸 市北区若葉 台一丁目1 番6号	令和8年5 月1日	共同生活援 助
2810802260	リカバリー センターか なでたるみ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台1丁 目6番21 号	一般社団法 人かなで	兵庫県神戸 市西区宮下 一丁目3番 3号	令和8年5 月1日	自立訓練 (生活訓 練)
2810502316	愛ホーム福 祉医療カレ ッジ	兵庫県神戸 市兵庫区下 沢通8-2 -20 1階	株式会社愛 ホームサー ビス	兵庫県神戸 市兵庫区下 沢通八丁目 2番20号	令和8年5 月1日	就労移行支 援(一般型)
2810101671	シュクセビ	兵庫県神戸 市東灘区魚 崎中町2丁 目13-14	シュクセビ 株式会社	兵庫県神戸 市東灘区魚 崎中町二丁 目13番14 号	令和8年5 月1日	就労継続支 援(B型)

2810101689	M I L K D O dore iku?神戸住 吉店	兵庫県神戸 市東灘区住 吉本町1丁 目1番7号 VALORE SUMIYOSHI 1F	株式会社ア ップライズ	大阪府大阪 市西区北堀 江一丁目22 番3号7W	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2810602470	就労継続支 援B型 EARTH	兵庫県神戸 市長田区上 池田6-3 -10	EARTH ホー ルディング ス株式会社	大阪府大阪 市北区大淀 南二丁目1 番1号新梅 田グランド メゾン	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2810802260	リカバリー センターか なでたるみ	兵庫県神戸 市垂水区南 多聞台1丁 目6番21 号	一般社団法 人かなで	兵庫県神戸 市西区宮下 一丁目3番 3号	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2815002049	ココロC a f e	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町一丁 目10番6 号	株式会社コ コロミライ	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町一丁 目10番6 号	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2815102831	はんぎんぜ あ	兵庫県神戸 市中央区琴 ノ緒町5丁 目6-21セ キビル4F 401号	株式会社H a n g i n t h e r e	兵庫県神戸 市中央区港 島一丁目1 番地の9イ トーピア神 戸ポートア 일랜드 911号	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2815202680	きむこのた ね	兵庫県神戸 市西区神出 町紫合 250-1	一般社団法 人ほぼちの	兵庫県神戸 市西区神出 町紫合74 番地の5	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）
2815202698	ティンカー ベル	兵庫県神戸 市西区小山 三丁目10 番11号	株式会社N ext A mazed	兵庫県神戸 市中央区熊 内町八丁目 6番3号	令和8年5 月1日	就労継続支 援（B型）

2815202706	ひだまり	兵庫県神戸市西区池上3-1-3シヤトル池上ビル1F	合同会社Greenflow	兵庫県神戸市西区池上3-1-3シヤトル池上ビル1F	令和8年5月1日	就労継続支援（B型）
------------	------	---------------------------	---------------	---------------------------	----------	------------

神戸市告示第156号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835100237	ひょうかれん相談支援事業所	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	令和8年5月1日	地域移行支援
2835100237	ひょうかれん相談支援事業所	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	令和8年5月1日	地域定着支援

神戸市告示第157号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500142	ジェルダ	兵庫県神戸市兵庫区水木通二丁目1番9号中山記念会館内	特定非営利活動法人神戸アイライト協会	兵庫県神戸市兵庫区水木通二丁目1番9号中山記念会館内	令和8年4月1日	計画相談支援
2830800211	ひなた	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14 グラウンデール本多聞 402 号	株式会社縁counter	兵庫県神戸市垂水区本多聞一丁目6-14-402	令和8年4月1日	計画相談支援
2830800229	計画相談支援ほっとプラン	兵庫県神戸市垂水区本多聞2-29-6 パラジオ多聞 501. 502	一般社団法人ライフカラーサポート	兵庫県神戸市垂水区名谷町字堂面 817 番地 1	令和8年4月1日	計画相談支援
2835100237	ひょうかれん相談支援事業所	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	公益社団法人兵庫県精神福祉家族会連合会	兵庫県神戸市中央区坂口通二丁目1番1号	令和8年5月1日	計画相談支援

神戸市告示第158号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815100660	ひょうご聴覚障害者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	令和8年4月1日	居宅介護
2815100660	ひょうご聴覚障害者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	令和8年4月1日	重度訪問介護
2815100660	ひょうご聴覚障害者介護支援センター	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル	令和8年4月1日	行動援護
2815102054	ケアセンターいくた	兵庫県神戸市中央区御幸通御幸通三丁目2番28号1階	合同会社いくた	兵庫県神戸市中央区御幸通三丁目2番28号1階	令和8年4月19日	同行援護
2810200101	高齢者生協 ケアステーション六甲	兵庫県神戸市灘区徳井町4丁目1-2 サンシャイン徳井1階	兵庫県高齢者生活協同組合	兵庫県神戸市長田区大橋町九丁目4番6号	令和8年4月24日	同行援護
2810701736	ヘルパーステーション 助さん	兵庫県神戸市須磨区北落合2丁目7-5	アイ・ジョイ株式会社	兵庫県神戸市須磨区北落合二丁目7-5	令和8年4月30日	居宅介護

2815102476	訪問介護プ ラウドケア ー	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	株式会社c o n n e c t J a p a n	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	令和8年4 月30日	居宅介護
2810701736	ヘルパース テーション 助さん	兵庫県神戸 市須磨区北 落合2丁目 7-5	アイ・ジョ イ株式会社	兵庫県神戸 市須磨区北 落合2丁目 7-5	令和8年4 月30日	重度訪問介 護
2815102476	訪問介護プ ラウドケア ー	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	株式会社c o n n e c t J a p a n	兵庫県神戸 市中央区浜 辺通六丁目 1番1-213 号	令和8年4 月30日	重度訪問介 護
2810200986	ヘルパーサ ービス 花 いちご	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8シテ ィ六甲R2 ビル301	株式会社華 一期	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8-3 F	令和8年5 月1日	居宅介護
2810200986	ヘルパーサ ービス 花 いちご	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8シテ ィ六甲R2 ビル301	株式会社華 一期	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8-3 F	令和8年5 月1日	重度訪問介 護
2810200986	ヘルパーサ ービス 花 いちご	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8シテ ィ六甲R2 ビル301	株式会社華 一期	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通1丁目 4-8-3 F	令和8年5 月1日	同行援護
2815201328	六親くらぶ	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 427-10-201	合同会社エ バーオンワ ード社	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 427番地 10-201	令和8年4 月30日	就労継続支 援(B型)

神戸市告示第159号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 9 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2835200243	ゆらりっと	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 1 3 8 6 番地の 6	ゆらりっと福祉合同会社	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 1 3 8 6 番地の 6	令和 8 年 4 月 30 日	計画相談支援

神戸市告示第160号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855201014	おーじやん富士見が丘	兵庫県神戸市西区富士見が丘4丁目8-15	アーク・ハウス株式会社	兵庫県小野市本町21番地	令和8年4月1日	放課後等デイサービス
2855201022	放課後等デイサービス あおぞら学園西町	兵庫県神戸市西区学園西町4丁目11-103号	一般社団法人ライフカラーサポート	兵庫県神戸市垂水区名谷町字堂面817番地1	令和8年4月1日	放課後等デイサービス
2855100323	S o l a r e	兵庫県神戸市中央区楠町6丁目12-20-102	株式会社STEADY	兵庫県神戸市中央区海岸通6-1-13神戸ハーバータワー710号	令和8年4月1日	児童発達支援
2855100323	S o l a r e	兵庫県神戸市中央区楠町6丁目12-20-102	株式会社STEADY	兵庫県神戸市中央区海岸通6-1-13神戸ハーバータワー710号	令和8年4月1日	放課後等デイサービス
2855201030	くれせんと北別府	兵庫県神戸市西区北別府4丁目2096番地3 ロイヤルオーク九〇103号室	株式会社みらいクリエーション	大阪府大阪府中央区淡路町三丁目3番2-1402号	令和8年4月1日	児童発達支援

2855201030	くれせんと北別府	兵庫県神戸市西区北別府4丁目2096番地3 ロイヤルオーク九〇103号室	株式会社みらいクリエイション	大阪府大阪市中 央区淡路町三丁目3番2-1402号	令和8年 4月1日	放課後等 デイサービス
2850600129	ふくろうっこプラ ス	兵庫県神戸市長田区神楽町5丁目3番14-1号	社会福祉法人 ひょうご聴覚 障害者福祉事 業協会	兵庫県洲本市中 川原町中川原字 東山28番地1	令和8年 4月1日	保育所等 訪問支援
2850500329	宝地院保 育園ハナ ミズキ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目28番4号	社会福祉法人 宝地院福祉会	兵庫県神戸市兵 庫区荒田町三丁 目17番1号	令和8年 4月1日	児童発達 支援
2850500329	宝地院保 育園ハナ ミズキ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目28番4号	社会福祉法人 宝地院福祉会	兵庫県神戸市兵 庫区荒田町三丁 目17番1号	令和8年 4月1日	放課後等 デイサー ビス
2850500329	宝地院保 育園ハナ ミズキ	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目28番4号	社会福祉法人 宝地院福祉会	兵庫県神戸市兵 庫区荒田町三丁 目17番1号	令和8年 4月1日	保育所等 訪問支援
2855200347	保育所等 訪問支援 LINKS	兵庫県神戸市西区北別府2丁目7-3	有限会社エグ ゼ	兵庫県神戸市須 磨区北落合2 -11-39	令和8年 4月1日	保育所等 訪問支援
2855100331	ハビー神 戸三宮教 室	兵庫県神戸市中央区磯上通六丁目1-3 神戸新井ビル	ハビー株式会 社	東京都中央区銀 座二丁目3番6 号	令和8年 5月1日	児童発達 支援

		4階				
2850800489	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス あのね	兵庫県神 戸市垂水 区学が丘 7丁目1 -35	医療法人ぼち ぼち会	兵庫県神戸市垂 水区学が丘7- 1-30	令和8年 5月1日	児童発達 支援
2850800489	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス あのね	兵庫県神 戸市垂水 区学が丘 7丁目1 -35	医療法人ぼち ぼち会	兵庫県神戸市垂 水区学が丘7- 1-30	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2855201048	放課後等 デイサー ビス桜	兵庫県神 戸市西区 玉津町今 津 664-8	一般社団法人 F l o w e r	兵庫県神戸市西 区玉津町今津 664番地8	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2850500170	I P P O プログラ ミング 兵庫校	兵庫県神 戸市兵庫 区中道通 1-1-8 BALO Hビル5 階	一般社団法人 神戸障害児ス ポーツ振興協 会	兵庫県神戸市長 田区神楽町2丁 目3-1-402	令和8年 5月1日	保育所等 訪問支援
2855000432	おてだま 日和	兵庫県神 戸市北区 唐櫃台2 丁目8番 8号	株式会社おて だま	兵庫県神戸市北 区唐櫃台二丁目 19番14号	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2850800372	のびしろ 垂水駅前 教室	兵庫県神 戸市垂水 区日向二 丁目1番 1勝見ビ ル3階	株式会社ノビ シロ	兵庫県神戸市垂 水区日向二丁目 1番1号	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2850200391	てらびあ ぼけっと 灘六甲道 教室	兵庫県神 戸市灘区 永手町1 丁目4-16	株式会社フェ アリィ	岐阜県岐阜市六 条東一丁目14- 4	令和8年 5月1日	児童発達 支援

		アルパー 六甲2階				
2850200383	放課後等 デイサー ビス ア ンジェリ カ灘	兵庫県神 戸市灘区 水道筋四 丁目2番 8号	合同会社アン ジェリカ	兵庫県神戸市中 央区国香通五丁 目2番25号ヴ ィラ神戸Ⅲ1階	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2855201055	児童デイ サービス みゅーず 王塚台	兵庫県神 戸市西区 王塚台一 丁目60番 4号	合同会社みゅ ーずプランニ ング	兵庫県神戸市北 区星和台1 -12-63	令和8年 5月1日	児童発達 支援
2855201055	児童デイ サービス みゅーず 王塚台	兵庫県神 戸市西区 王塚台一 丁目60番 4号	合同会社みゅ ーずプランニ ング	兵庫県神戸市北 区星和台1 -12-63	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス
2850800497	ハートラ ンドPO MUひろ ば	兵庫県神 戸市垂水 区本多聞 1丁目22 番33号	有限会社エム ツーコーポレ ーション	兵庫県神戸市垂 水区舞子台七丁 目3番8号	令和8年 5月1日	児童発達 支援
2850800497	ハートラ ンドPO MUひろ ば	兵庫県神 戸市垂水 区本多聞 1丁目22 番33号	有限会社エム ツーコーポレ ーション	兵庫県神戸市垂 水区舞子台七丁 目3番8号	令和8年 5月1日	放課後等 デイサー ビス

神戸市告示第161号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870800220	計画相談支援 ほっとプラン	兵庫県神戸市垂水区本多聞2-29-6パラジオ多聞 501.502	一般社団法人ライフカラーサポート	兵庫県神戸市垂水区名谷町字堂面817番地1	令和8年4月1日	障害児相談支援
2870800212	ひなた	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14グラデール本多聞402号	株式会社縁counter	兵庫県神戸市垂水区本多聞一丁目6-14-402	令和8年4月1日	障害児相談支援

神戸市告示第162号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855200446	放課後等デイサービス ヤシの実	兵庫県神戸市西区持子3丁目47番地	特定非営利活動法人ゲニー	兵庫県神戸市西区持子3丁目47番地	令和8年4月25日	放課後等デイサービス
2850800455	児童デイサービスあるふぁー	兵庫県神戸市垂水区星陵台一丁目3-26	株式会社アルファー	兵庫県神戸市長田区戸崎通二丁目8番12号	令和8年4月30日	放課後等デイサービス
2850500311	児童デイサービスあるふぁー 上沢	兵庫県神戸市兵庫区下沢通7丁目2-28 フローラ上沢2A号室	株式会社アルファー	兵庫県神戸市長田区戸崎通二丁目8番12号	令和8年4月30日	放課後等デイサービス
2850600327	児童デイサービスあるふぁー 板宿	兵庫県神戸市長田区戸崎通2丁目8-12	株式会社アルファー	兵庫県神戸市長田区戸崎通二丁目8番12号	令和8年4月30日	放課後等デイサービス

神戸市告示第163号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和8年6月9日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2875200228	ゆらりっと	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1386番地の6	ゆらりっと福祉合同会社	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1386番地の6	令和8年4月30日	障害児相談支援

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年6月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	長尾町宅原	西豊浦	3382番のうち 別図の斜線部分	360㎡のうち 104.14㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
				3383番	4.78㎡	

別図は省略する。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和8年6月9日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年6月9日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
関電不動産開発株式会社 取締役常務執行役員 住宅事業本部長 西浦 光一郎  
大阪市北区中之島三丁目3番23号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社カノンアソシエイツ 寺山 裕二  
大阪市淀川区西中島三丁目12番15号  
06-6101-2444
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通四丁目2番2, 2番3, 2番4, 2番5, 2番39
  - (2) 敷地面積 約 638平方メートル
  - (3) 建築面積 約 435平方メートル
  - (4) 延べ面積 約 4681平方メートル
  - (5) 高さ 約 43.6メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上14階
  - (8) 建物用途 店舗付共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和8年6月9日から令和8年6月22日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年6月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市兵庫区七宮町1丁目6番5、6番7、6番8、6番9、6番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区本町3丁目4番16号

株式会社 FDS

代表取締役 福地 隆史

3 許可番号

令和6年12月23日 第8228号

（変更許可 令和8年2月3日 第2272号

変更許可 令和8年4月9日 第2284号）

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第2号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（教育委員会職員特殊勤務手当）</p> <p>第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）</p>	<p style="text-align: center;">（教育委員会職員特殊勤務手当）</p> <p>第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。）</p>

附則第14項において「特定日」という。)以後は、第6号を除き、適用しない。

(1)～(5) [略]

(6) 中学校または義務教育学校後期課程での勤務を本務とするもので、神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例（令和8年2月条例第26号）第2条第1項に規定するコベカツの実施に伴い、同条例第4条に規定するコベカツクラブが参加する大会のうち、教育委員会が指定する大会を企画または運営する者への専門的技術的な指導に関する職務 月額5,000円

2 [略]

3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例

附則第14項において「特定日」という。)以後は、適用しない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例

第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（給与条例第14条第2項の規定により、休日勤務手当が支給される日をいう。以下「週休日等」という。）に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)～(6) [略]

(7) コベカツクラブが参加する大会のうち、教育委員会が指定する大会における運営の職務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

4、5 [略]

第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等（給与条例第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。）に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)～(6) [略]

4、5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 改正後の神戸市教育委員会職員の特種勤務手当に関する規則第2条第1項第6号及び第3項第7号の規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

神戸市教育委員会  
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第3号

職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則  
(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和27年12月教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第13号)第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に基き、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第<u>5</u>項に規定する職員(以下「職員」とい</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年3月条例第13号)第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に基き、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第<u>4</u>項に規定する職員(以下「職員」とい</p>

<p>う。)の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</p> <p>(7)～(23) [略]</p>	<p>う。)の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合</p> <p>(7)～(23) [略]</p>
--	--

(神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成27年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職務に専念する義務の免除を受け ることができる場合)	(職務に専念する義務の免除を受け ることができる場合)

第2条 教育長が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(5) [略]

(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

(7)～(22) [略]

第2条 教育長が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(5) [略]

(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合

(7)～(22) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市選告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年6月9日

神戸市選挙管理委員会

委員長 北 川 道 夫

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,556</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>204,632</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>253,474</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,061</u>
	灘区	<u>35,927</u>
	中央区	<u>37,160</u>
	兵庫区	<u>30,252</u>
	北区	<u>57,921</u>
	長田区	<u>25,341</u>
	須磨区	<u>43,005</u>
	垂水区	<u>58,161</u>
	西区	<u>64,439</u>